

## ① 制度新設の必要性・制度の枠組み

- ✓ 特許非公開制度は早期に導入すべき。理由としては、我が国の特許制度において出願人が公開に懸念を持つような機微技術であっても公開を促す制度となってしまうこと等。
- ✓ 非公開制度を導入するのであれば、秘密保持義務や外国出願制限もセットで検討する必要がある。
- ✓ イノベーションの促進との調和が課題。海外で特許を先に取りられてしまい、かえって経済安全保障の武器を失ってしまうおそれもある。

## ② 対象にすべき発明のイメージ

- ✓ 非公開の対象とすべき発明は、いわゆる国防上の機微性が極めて高いものとすべき。
- ✓ 非公開になり得る特許の範囲や、外国出願が制限される技術の分野があらかじめ特定されていることが重要。他方、要件を細目化しすぎると政府の評価能力をテストする悪意の出願が行われるおそれがあるため、バランスが課題。
- ✓ 対象となる技術分野は絞り込む必要がある。シングルユース技術であれば当事者もその機微性を認識している。他方、デュアルユース技術全体に広く網を掛けることは非現実的であり、対象に含めるにしても限定すべき。小さく生んで育てるという発想が必要。

## ③ 機微発明の選定プロセスの在り方 / ④ 選定後の手続と漏えい防止措置

- ✓ まず特許庁が一次審査を行い、その後、別の機関が機微性を審査するという2段階の審査の形にならざるを得ない。
- ✓ 二次審査の主体として継続的に見ていくことのできる組織・機関を設けることを検討すべき。
- ✓ 審査に要する期間は短い方がよいが、一次審査で対象が絞られており予見性があるのであれば、10月程度までは許容可能ではないか。
- ✓ 出願者の意見陳述の機会、出願者の意向を踏まえた上で手続の進行を行う仕組みが必要ではないか。
- ✓ ひとたび非公開の指定がされた以上、そのプロセスから離脱を認めることは考えづらい。
- ✓ 技術は日進月歩であり、指定継続の必要性については、随時見直しが行われるべき。

## ⑤ 外国出願制限の在り方 / ⑥ 補償の在り方

- ✓ 制度を導入する以上、外国出願の制限はやむを得ない。前提として対象を絞る必要がある。
- ✓ 対象となる発明の要件を予見可能な形で規定した上で、場合によっては政府に相談できる制度を設けるべきではないか。
- ✓ 損失補償は必要。具体的にどこまで補償するかは今後議論すべき。